

# IPv4アドレス移転制度 IPアドレス等料金体系改定 状況報告

# ご報告内容

---

- 第44回総会(2011年6月16日)以降の活動
- IPv4アドレス移転制度の施行
- 料金改定に関する対応
- 今後の予定、課題

# 第44回総会(2011年6月16日)以降の活動

	IPv4アドレス制度施行	料金体系改定
6月21日		IPアドレス等料金体系改定実施に関するアナウンス
7月1日	IPv4アドレス移転のためのポリシー文書改定公示	
8月1日	IPv4アドレス移転申請受付開始	
8月22日	1件目のIPv4アドレス移転申請承認	
9月1日	<p style="text-align: center;">規約改定の公示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPアドレス割り当て等に関する規則</li> <li>・ 歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約</li> <li>・ プロバイダ非依存アドレス割り当て規則</li> <li>・ AS番号割り当て規約</li> </ul>	
9月7日		改定規約、資料送付に関するアナウンス
9月21日		複数番号資源割り当て組織名寄せ確認 改定規約文書、説明資料送付
10月3日	歴史的PI、特殊用途PI、AS番号規約改定施行	
11月1日	IPアドレス等割り当て規則改定施行	

# IPv4アドレス移転制度の施行(1)

- 移転申請の受付

- 8月1日よりIPv4アドレス移転申請書の受付を開始

- 文書施行状況について

- 9月1日公示のIPv4アドレス移転に係る文書は、すべて10月3日および11月1日より発効済み

- 移転のパターンについて

- JPNICが想定する移転パターン 想定頻度:高◎ 中○ 低△

		移転先			
		指定事業者	特殊用途PI	歴史的PI	新規事業者
移 転 元	指定事業者	◎	△	△	△
	特殊用途PI	△	△	△	△
	歴史的PI	◎	△	△	○

- 現時点の移転申請は、上記◎のパターンのみで、予想していた範囲内に収まっている

# IPv4アドレス移転制度の施行(2)

- 承認済みの移転申請 <http://www.nic.ad.jp/ja/ip/ipv4transfer-log.html>にて公開

	移転元組織	移転先組織	対象IPv4アドレス
1	(株)USEN 【IP指定事業者】	ソネットエンタテインメント(株)【IP指定事業者】	118.236.0.0/15 118.238.0.0/17 118.238.192.0/18 118.240.0.0/15 124.219.128.0/17 110.232.152.0/21
2	(株)建築システム 【歴史的PI割り当て先】	さくらインターネット(株) 【IP指定事業者】	133.242.0.0/16
3	三洋電機(株) 【歴史的PI割り当て先】	三洋ITソリューションズ(株) 【IP指定事業者】	134.180.0.0/16
4	(株)コミュニティネットワークセンター 【IP指定事業者】	KMN(株) 【IP指定事業者】	203.174.0/19 210.4.160.0/19 219.111.192.0/20
5	三洋電機株式会社 ITシステム本部 【歴史的PI割り当て先】	三洋ITソリューションズ(株) 【IP指定事業者】	157.192.0.0/16
6	株式会社TCP 【IP指定事業者】 【歴史的PI割り当て先】	株式会社インターリンク 【IP指定事業者】	【PAアドレス】 202.241.128.0/22 202.241.136.0/22 202.241.144.0/21 202.241.152.0/22 202.241.180.0/22 【歴史的PIアドレス】 157.14.96.0/19 157.14.136.0/21 157.14.144.0/20 157.14.208.0/22 157.14.252.0/22
7	徳島県立二十一世紀館 【歴史的PI割り当て先】	株式会社STNet 【IP指定事業者】	202.255.16.0/21
8	株式会社TCP 【IP指定事業者】 【歴史的PI割り当て先】	丸紅アクセスソリューションズ株式会社 【IP指定事業者】	【PAアドレス】 202.241.160.0/20 202.241.184.0/21 【歴史的PIアドレス】 157.14.160.0/19 157.14.192.0/20 157.14.224.0/20 157.14.240.0/21

# 料金改定に関する対応(1)

- 経過措置の対応詳細

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
指定事業者	現行維持料	現行維持料 (歴史的PI保有の場合は合算可能)		新維持料
特殊用途PI	現行維持料	現行維持料 (歴史的PI保有の場合は合算可能 その場合新維持料の経過措置を適用)		
歴史的PI	維持料無し	新維持料 (50%割引)	新維持料 (25%割引)	
AS番号	割当手数料のみ 維持料無し	新維持料 (50%割引)	新維持料 (25%割引)	
新規契約者	指定事業者: 契約料 262,500円 特殊PI: 契約申請手数料 420,000円 AS番号: 割当手数料 10,500円	新規契約時: 262,500円 AS番号は契約翌年度から新維持料適用 (経過措置期間でも割引は適用されない)		

# 料金改定に関する対応(2)

- 書面(改定規約、課金額、説明資料)送付状況

- 送付件数合計: 1,857件

名寄せ確認し、資源毎に維持料を支払う場合は1件ずつ送付

- 書面未達件数: 10件

順次、組織調査を実施  
ほとんどが、破産、事業停止、所在不明など

- 主な問い合わせ内容

- 申請のためのパスワード再発行

- 返却、DB情報変更、担当者変更等各種申請方法

- 請求予定金額および予定について(名寄せ確認組織)

- 見積書希望、覚書希望

- アドレス返却状況

- 現在までに割り当てアドレスの返却申請を行った組織数:  
148組織

- 現在までに割り当てアドレスの一部のみを返却した組織  
数: 3組織

# 今後の予定、課題

- 移転ポリシーに関する今後の課題
  - － JPNIC管理下以外との移転制度検討
    - ① APNIC管理下との移転
    - ② RIR間をまたぐ移転
    - ①については指定事業者からの要望（海外現地法人との移転など）があり、JPNICとしても要検討
    - ②については、ARINでの議論の進展を踏まえ、国内コミュニティにおける意見収集を進める
- 料金改定に関する今後の予定
  - － 2012年1月に再度電子メールにて2012年度の請求予定額を通知（新課金システムによる算出）
  - － 2012年4月1日0:00課金算出→請求書発行、送付